

2026年4月15日

各位

会社名：ウインテスト株式会社  
(コード：6721 東証スタンダード市場)  
代表者名：代表取締役 姜 輝  
問い合わせ先：管理本部長 鎌田 文明

### 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年4月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の発行は、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

#### 記

##### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約7.05%（議決権比率：7.05%）に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める株価目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

本新株予約権の行使条件として設定した株価水準（300円及び350円）につきましては、現時点の株価水準（2026年4月14日終値104円）に対して約3倍の水準であり、容易に達成可能な水準ではなく、当社の抜本的な業績改善及び企業価値の向上が実現された場合に初めて達成され得る水準として設定しております。

このような高い株価水準を行使条件とすることにより、役職員等に対して短期的な株価上昇ではなく、持続的な企業価値向上を強く意識させるインセンティブとして機能するものと考えております。

また、当該水準が達成された場合には、既存株主の皆様にとっても株価上昇という形で十分な利益が実現されている状態であるため、本新株予約権の行使による希薄化の影響は合理的な範囲にとどまり、株主利益と整合するものと認識しております。

このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

## II. 新株予約権の発行要項

### 1. 新株予約権の数

37,800個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式3,780,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、13円とする。なお、当該金額は、当社から独立した第三者評価機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、以下「TFA」という。)が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額に決定したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2026年4月14日の終値である金104円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年5月15日から2029年5月14日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社普通株式の取引終値が以下の各号に定める条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

(1) 当社普通株式の取引終値が一度でも300円以上となった場合、本新株予約権の総数のうち50%を上限として行使可能とする。

(2) 当社普通株式の取引終値が一度でも350円以上となった場合、本新株予約権の全部を行使可能とする。

② 当社の取締役及び従業員である新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、取締役・監査等委員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026年5月15日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同等の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
  8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2026年5月15日
  9. 申込期日  
2026年5月15日
  10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員	62名	29,800個
当社外部協力者（苗 鉄軍）		3,000個
当社外部協力者（玉岡 益健）		5,000個

### III. 割当予定先の選定理由等

#### 1. 割当予定先の概要

- ① 当社取締役及び従業員

割当予定先の概要	氏名	当社取締役及び従業員 62名
	住所	- (注)
	職業の内容	当社取締役及び従業員
当社と割当予定先との関係	資本関係	割当予定先である当社取締役及び従業員62名のうち4名は、合計で当社株式9,000株を保有しております。
	人的関係	当社の取締役及び従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

② 当社外部協力者

割当予定先の概要	氏名	苗 鉄軍
	住所	神奈川県横浜市
	職業の内容	会社役員
当社と割当予定先との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	苗鉄軍氏が代表取締役を務める株式会社T A O S 研究所と当社との間で取引基本契約及び共同開発研究契約を締結しており、当社業務の受託を行っています。

割当予定先の概要	氏名	玉岡 益健
	住所	埼玉県朝霞市
	職業の内容	会社役員
当社と割当予定先との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	玉岡益健氏が代表取締役を務めるタムネットワーク株式会社と当社との間で取引基本契約及び営業顧問契約を締結しており、当社業務の受託を行っています。

(注) 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員並びに当社外部協力者に対して有償にて発行する新株予約権であるため、上記「①当社取締役及び従業員」につきましては、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただきます。

なお、当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢

力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。割当予定先である当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員は、労働契約書または誓約書により、反社会的勢力と一切の関係がないことを確認しております。

また、割当予定先である当社外部協力者が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）と何らかの関係を有しているか否かについて、調査機関であるリスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目3番14号、代表取締役小坂橋 仁）に調査を依頼し、当社外部協力者が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けています。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力や暴力団等とは一切関係がないことを確認し、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員及び外部協力者に対して、当社株価の上昇へのインセンティブを付与することを目的としております。

割当予定先である当社外部協力者（苗鉄軍氏）は、ヘルスケア技術開発を30年以上継続している会社に従事している者であり、当社の新規事業の一部開発に携わっていることから、当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、その貢献度は非常に高いものと認識しております。

割当予定先である当社外部協力者（玉岡益健氏）は、当社の新規事業に関わる販売先チャンネルに精通していることから、当社グループの企業価値の増大を目指すにあたり、その貢献度は非常に高いものと認識しております。

今後、当該外部協力者の当社グループへの貢献意欲及び士気を向上させるため、割当予定先に選定するものであります。

## 3. 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

## 4. 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、当社取締役及び従業員に対して、権利行使に支障がな

い旨を口頭及びメール、当社外部協力者については割当先を名義とする銀行口座の預金通帳の写し（苗 鉄軍氏は2026年4月6日付、玉岡 益健氏は2026年4月9日付）により確認しております。なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明を苗鉄軍氏、玉岡益健氏より当社の取締役である樋口真康が口頭にて確認しております。

#### 5. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

なお、本新株予約権は株価目標の達成を条件として行使されるものであり、企業価値及び株主価値の向上に資するインセンティブ設計となっていることから、既存株主の利益を不当に害するものではないと認識しております。

以 上